

日本国際小児保健学会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本国際小児保健学会と称し、本会の英文名称はJapan International Child Health Association (JICHA)とする。

(事務局)

第2条 事務局を聖マリア病院国際事業部におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、国際協力の実践経験を積んだ小児科医を中心に定期的に会合を持ち、小児の健康に関連する幅広い事項について研鑽を積み、国際保健活動の計画・実施・評価に関して自由に議論する場を提供し、世界のこどもたちの健康のために邁進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会等の開催
- (2) Eジャーナルの発行
- (3) 内外の関連団体・機関などの連携
- (4) 国際小児保健および医療に関する研究・調査および知識の普及
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員の種別は次のとおりとする。

(1) 正会員：本会の趣旨に賛同し別に定める年会費を納める個人

(2) 法人会員：本会の趣旨に賛同し、別に定める年会費を納める法人

(入会)

第6条 本会に入会しようとするものは、所定の手続きを経て本会事務局に申し込むものとする。

(会員の権利)

第7条 会員は本会の総会に出席し議決権を行使すること、および本会の主催する学術大会等に参加することができる。メーリングリストに登録し、随時国際小児保健に関する情報を共有し議論に参加することができる。

(会員の義務)

第8条 会員は指定する期日までに会費を納入し、総会の議決を尊重する義務がある。

(除名)

第9条

(1) 会員が次のいずれかに該当するに至った場合には、運営委員会の決議により除名することができる。

1. 本会の定款その他の規則に違反したとき
2. 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

(2) 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員に対し、除名の決議を行う運営委員会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、運営委員会において弁明する機会を与えなければならない。

(3) 第1項の規定により除名をしたときは、その会員にその旨を通知する。

(資格喪失・退会)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

- (3) 3年分以上年会費を滞納し、かつ、督促に応じなかったとき
- (4) 除名されたとき

第4章 役員

(役員)

第11条 本会には次の役員を置く。

- (1) 運営委員は会員10名につき1名を目標とする。(うち代表1名、副代表2名)
- (2) 監事2名

(会長、役員を選出と職務)

第12条 役員を選出と職務は次のとおりとする。

- (1) 代表は本会を代表し、その業務を総理する。代表は運営委員の推薦により総会において選出され、その任期を4年とする。但し再選を妨げない。
- (2) 副代表は、運営委員の中から代表の指名によって選任される。代表に事故があるときには、副代表がその任務を代行する。
- (3) 運営委員は立候補または運営委員2名以上の推薦を得て、正会員の中から選出される。ただし、再任の申請をする場合には、推薦を要しない。
- (4) 監事は運営委員の話し合いにより選任され、代表が委嘱する。会務及び経理を監査する。監査の結果著しく不当な事項があると認めた場合には、総会を召集し報告する。ただし運営委員を兼任できない。

(役員任期)

第13条 役員任期は4年とする。但し再選を妨げない。その任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、尚その職務を行う。

第5章 会議

(種別と議長)

第14条 会議は総会、運営委員会とする。総会は毎年1回以上開催され、議長は代表または運営

委員があたる。運営委員会は必要なとき随時開催する。

(定足数)

第15条 役員の3分の1以上が出席（委任を含む）しなければ、総会を開催し議決することはできない。

(議決)

第16条 出席構成員の3分の1以上の同意を得て決定される。

(運営委員会規則)

第17条 運営委員会に関する事項については、この定款に定めるもののほか、運営委員会において定める運営委員会規則による。

(部会)

第18条 本会は、第3条の目的を達成するために必要があるときは、運営委員会の決議により一部の会員を構成員とする部会を設置する。部会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会規則により定める。

(委員会)

第19条 本会は、第3条の目的を達成するために必要があるときは、運営委員会の決議により委員会を設置する。委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会規則により定める。

第6章 規約の変更、解散等

第20条 この規約は、運営委員会の決議によって変更することができる。

第7章 会計

(経費の構成)

第21条 本会の経費は、別に定める会員の納める会費、個人および団体の寄付によって賄う。

(予算・決算)

第22条 本会の収支予算は総会の決議を経て定め、収支決算は年度終了後、監事の会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 雑則

(施行委任)

第24条 この規約の施行について必要な事項は、この規約と別に定めたものを除いて運営委員会に委任する。

附則1

この規約は2002年9月1日より施行する。

2004年4月11日総会にて一部変更認可その日より適応される。

2004年10月9日臨時総会にて一部変更認可その日より適応される。

2006年10月13日臨時総会にて一部変更認可その日より適応される。

2012年4月21日総会にて一部変更認可その日より適応される。

2014年4月12日総会にて一部変更認可その日より適応される。

2018年9月8日総会にて一部変更認可その日より適応される。